

安全データーシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 新リボンカセットDPK3000 (2巻)
商品コード : 0322811-P
整理番号 : TR15-M025
会社名 : 富士通コワーコ株式会社
住所 : 〒211-0041 神奈川県川崎市中原区下小田中2-12-5
電話番号 : 0120-505-279
作成日 : 2010年3月1日
改訂日 : 2024年1月24日
推奨用途と使用上の制限 : 印字用 推奨用途以外への使用を禁止する

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 区分に該当しない、又は分類できない
人健康有害性 : 区分に該当しない、又は分類できない
環境有害性 : 区分に該当しない、又は分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル : 該当なし
注意喚起語 : 該当なし
危険有害性情報 : 該当なし
注意書き : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
化学名 又は 一般名 インクリボンカセット

成分情報

階層	物質名 又は 一般名	CAS No.	重量%
インク	カルボン酸	67701-06-8	<1
	界面活性剤	8007-43-0	<1
	流動パラフィン	8042-47-5	<1
	ラード油	8016-28-2	<1
	ナタネ油	-	<1
	着色材	8005-02-5	<1
	着色材	1333-86-4	<1
	着色材	13007-86-8	<1
	着色材	495-54-5	<1
	着色材	1325-87-7	<1

	着色材	1325-82-2	<1
	着色材	147-14-8	<1
	着色材	7585-41-3	<1
	着色材	5102-83-0	<1
基布	ポリアミド-6, 6	32131-17-2	1-10
成形部品	ABS	9003-56-9	50-60
	POM	25231-38-3	1-10
	発泡ポリウレタン	-	1-10
その他	PE	9002-88-4	1-10
	紙	-	20-30
	高合金鋼	-	1-10

国連分類及び国連番号：国連の定義による危険物に該当しない。

PTR法の特定対象物は含まない。

4. 応急措置

必要な応急措置の説明

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 吸入した場合 | : 鼻をかみ、うがいをする。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 石鹼などを用いて良く洗い流す。 |
| 眼に入った場合 | : 直ちに流水で洗眼後、医師の処置を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | : 口の中をよく洗浄した後、医師の手当を受ける。 |

最も重要な急性症状および遅発性症状

情報なし

必要に応じた速やかな治療と必要とされる特別な治療の指示

情報なし

5. 火災時の措置

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 消火剤 | : 泡消火剤、粉末、炭酸ガス、大量の水、乾燥砂。 |
| 使ってはならない消火剤 | : 特になし。 |
| 消防方法 | : 大量の水、消火剤を使用して消火する。 |

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 :

漏出した場所の周辺にはロープを張り、人の立ち入りを禁止する。

多量の場合、作業の際には必要により適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項 :

多量の場合には流路を土嚢などで囲って流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法 及び 機材 :

少量の場合、紙や布でふき取り焼却する。

多量の場合、火花の出ないシャベル等で密閉できる容器にすくい取り、焼却する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気、全体換気等）	特に必要なし。
安全取扱注意事項	常温、常湿、結露なき状態で使用する。
接触回避	知見なし
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件	高温、火気、多湿、水漏れ、直射日光、結露を避け、常温常湿の屋内倉庫にて保管する。また、食品及び飼料から離して保管する。
---------	---

8. ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

管理濃度	データなし
許容濃度	A C G I H T L V-TWA ; 鉛油 5.0mg/m ³ (ミスト) A C G I H T L V-TWA ; カーボンブラック 3.0mg/m ³ A C G I H T L V-TWA ; クロム及び三価化合物 0.5mg/m ³
設備対策	設定されていない。
保護具	

保護具

呼吸用保護具	特に必要なし。
手の保護具	特に必要なし。必要に応じて保護手袋を着用。
眼の保護具	特に必要なし。必要に応じて保護眼鏡を着用。
皮膚及び身体の保護具	特に必要なし。必要に応じて長袖作業衣を着用。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	黒色インク含浸物の帯状リボンをカセット筐体に収納したもの
色	黒(カセット部、インクリボン部)
臭い	わずかな臭気
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	180°C以上
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水に不溶
n-オクタノール／水分配係数	知見なし
蒸気圧	混合物として知見なし

密度及び／又は相対密度	: 約1. 0g/cm ³
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 知見なし。常温で安定。
化学的安定性	: 通常の取り扱いにおいて安定
危険有害反応可能性	: 火気により引火の危険有り
避けるべき条件	: 知見なし
混触危険物質	: 知見なし
危険有害な分解生成物	: 燃焼によりCO、NO _x 等のガスが発生する可能性がある
粉塵爆発	: なし

11. 有害性情報

急性毒性（50%致死量等を含む）	: データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
呼吸器感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
ガン原性	: IARC評価 グループ2Bであるカーボンブラックを製品重量の0.1%未満含有。インク成分（分散された湿潤状態）なので簡単に浮遊しないと考えられる。カーボンブラック単体において生体外変異原性としてAmes試験におけるDMSOカーボンブラック懸濁液は陰性を示す。不溶性の無機質固体であるため、カーボンブラックはバクテリア試験もしくはその他の生体外試験を行う事は出来ない。カーボンブラックの有機溶剤抽出物はしかしながら多環式芳香族炭化水素（PAH）の残留物を含むことがある。したがって、生体外試験の方法いかんによっては陰性にも陽性にも結果が出る事がある。

詳細情報としてラットにおける腫瘍発生反応へのカーボンブラックのような無機質不溶性粒子の関連性はいまだ科学的議論の対象となっている。多くの吸入毒性研究によると、ラットの肺への過負荷に見られる腫瘍反応は種の特性である（過負荷現象）。人間の被曝とのとの関連性は発見されていない。しかしながら、IARCのモノグラフ65における評価では「カーボンブラックの実験動物における発ガン性は十分な証拠あり」とされている。IARCによると人類における発ガン性の証拠は不十分である。IARCの評価方法に基づくとカーボンブラックに対する総合的評価としては「人類

への発ガンの可能性あり（グループ2B）」となる。カーボンブラック単体でのPAH含有量は0.1%未満である。人類に関する知見としてカーボンブラック産業の労働者に対する数種の疫学ならびに臨床研究の結果、カーボンブラックによる職業的被曝が、医学的に重要な健康阻害効果をもたらすという証拠は見いだされていない。カーボンブラックに身をさらされる労働者において、ガンのリスク増加という報告は得られていない。したがって分類できないと判定した。

生殖毒性	： データなし
特定標的臓器毒性（単回暴露）	： データなし
特定標的臓器毒性（反復暴露）	： データなし
誤えん有害性	： データなし

1.2. 環境影響情報

生態毒性	： 混合物としてのデータなし
残留性・分解性	： データなし
生体蓄積性	： データなし
土壤中の移動性	： データなし
オゾン層への有害性	： データなし
魚毒性	： データなし
水生環境有害性 短期（急性）	： データなし
水生環境有害性 長期（慢性）	： データなし

1.3. 廃棄上の注意

適切な設備で廃棄または、焼却する。むやみに環境に放出してはならない。

1.4. 輸送上の注意

国連番号	： 該当しない
国連輸送名	： 該当しない
輸送時の危険クラス	： 該当しない
容器等級	： 該当しない
国内規制	該当法令なし ・運搬に際しては、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 ・輸送時は高温、多湿及び低温、結露を避けるようにする。また、食品及び飼料と一緒に輸送を避けるようにする。

1.5. 適用法令

消防法	： インク部の成分一部に第4類第3石油類(非水溶性)を使用。 ： プラスチック部は指定可燃物 合成樹脂類(貯蔵3,000 kg以上)。
化審法	： 特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質に非該当。

PRTR法 : クロム及び三価クロム化合物を1.0 wt %未満含有。第一種指定化学物質
(R3改正政令番号1-111) に該当。

労働安全衛生法 第57条 表示等 : 労働安全衛生法表示(個装袋)

労働安全衛生法 第57条の2 第1項 :

鉛油 (政令番号168) を1.0 wt %未満含有。

クロム及びその化合物 (政令番号142) を1.0 wt %未満含有。

輸出貿易管理令 別表第1の1~15の項 : 非該当

16. その他の情報

- ※ 記載内容は情報提供であって保証するものではありません。
- ※ 記載内容は現時点での入手できる資料、情報、データ、知見に基づいて作成しておりますが、法令の改正や新しい知見により改訂されることがあります。
- ※ 全ての化学製品は未知の有害性があり得る上に、記載の注意事項も通常の取り扱いを前提にしたもので、ご使用に当たっては、用途・用法等実情に即した細心の安全対策を使用者自らの責任講じた上でご利用下さい。

参考文献等

「JIS Z 7252:2019」

「JIS Z 7253:2019」

各原料の「SDS」